

松浦市監査委員公表第6号

監査の結果に係る措置状況の報告があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年4月6日

松浦市監査委員 丸田 久永  
松浦市監査委員 鈴立 靖幸

## 措置状況報告

健康ほけん課

指摘等を受けた事項	措置状況
<p>1.収入事務</p> <p><b>【指摘事項】</b></p> <p>行政財産の目的外使用許可に係る使用料について、13款使用料で収入すべきところ20款諸収入で収入していた。</p>	<p>ご指摘のことにつきましては、正当科目への更正を行いました。今後は適正な処理を行います。</p>
<p>2.支出事務</p> <p><b>【指摘事項】</b></p> <p>ア 実費弁償について、支給金額を誤っているものがあつた。</p> <p>イ 会計年度任用職員の旅費について、費用弁償ではなく、普通旅費で支出されていた。松浦市会計年度任用職員の報酬等に関する条例第6条の規定に基づき処理されたい。</p> <p><b>【指導事項】</b></p> <p>時間外勤務(振替)命令簿(控)について、訂正前の控を保管してあつたため、適正に処理されているかどうか疑義のあるものが見受けられた。</p>	<p>ご指摘のことにつきましては、差額の支給を行いました。今後は適正な処理を行います。</p> <p>ご指摘のことにつきましては、正当科目への更正を行いました。今後は適正な処理を行います。</p> <p>ご指摘のことにつきましては、人事係に保管してある原本と照合し、修正の必要があるものの修正を行いました。今後は適正な処理を行います。</p>
<p>3.契約事務</p> <p><b>【指摘事項】</b></p> <p>イ 契約書で収入印紙を貼付させていないものがあつた。</p> <p>ウ 新年度の初日から開始される業務委託契約に係る見積合わせが、年度開始前に行われていたものがあつた。契約の準備行為として見積書を徴することは差し支えないと考えられるが、見積合わせは支出負担行為の一連の手續きとなり予算執行に含まれると解されていることから、新年度において速やかに事務処理を行う、又は旧年度において債務負担を設定し契約を締結するよう処理されたい。</p> <p>エ 随意契約の契約手続きにおいて予定価格を定めていないものがあつた。松浦市財務規則第86条第3項で「随意契約を締結しようとするときは、第78条の規定に準じて予定価格を定めるものとする。」と規定されており、予定価格については事前に定めておかれたい。</p>	<p>ご指摘のことにつきましては、収入印紙の貼り付けを行いました。今後は適正な処理を行います。</p> <p>ご指摘のことにつきましては、担当職員への指導を行うと共に、今後は見積合わせを新年度において行うことといたします。</p> <p>ご指摘のことにつきましては、予定価格を定めた事務処理を行いました。今後は適正な処理を行います。</p>
<p><b>【指導事項】</b></p> <p>ア 委託契約において実施伺がないものがあつた。</p> <p>イ 契約書について、別紙が綴じられていないものや、契印(割印)がなく保管されているものが見受けられた。</p>	<p>ご指摘のことにつきましては、実施伺いの作成を行いました。今後は適正な処理を行います。</p> <p>ご指摘のことについては、修正を行いました。今後は適正な処理を行います。</p>

## 措置状況報告

健康ほけん課

指摘等を受けた事項	措置状況
<p>4.財産管理事務</p> <p><b>【指導事項】</b></p> <p>ア 行政財産の目的外使用許可の決裁について、決裁文書に使用許可の根拠が記載されていなかった。行政財産の目的外使用許可は行政処分であることから、決裁文書には許可の根拠を明記されたい。</p> <p>イ 旧保健センター分の備品について、所管換等の処理がされていないものなどが見受けられたため、整理されたい。</p>	<p>ご指摘のことについては、許可の根拠を明記し、修正を行いました。今後は適正な処理を行います。</p> <p>ご指摘のことについては、現在所管している部署への所管換えを行いました。</p>

## 未措置理由書

健康ほけん課

指摘等を受けた事項	未措置である理由
<p>3.契約事務</p> <p><b>【指摘事項】</b></p> <p>ア 福島診療所との委託契約について、契約当事者の双方が市長となっており、民法第108条で禁止されている双方代理に該当するおそれがあるため、今後の契約については、当事者のいずれかについて契約に関する権限を別の者に委任されたい。なお、契約締結の必要性についても根拠を整理されたい。</p> <p>オ 青島診療所の医薬材料購入について、見積結果に基づき医薬品ごとに納入業者を決定しているが、決定業者とは異なる業者から納入されているものがあつた。経緯を整理し、改善策を講じられたい。</p>	<p>ご指摘のことにつきましては、一般会計から福島診療所特別会計への委託料を支出する根拠のために、契約締結を行う必要がございます。委託契約の契約当事者については、今後一方を副市長とするような権限の委任を行うようにいたします。</p> <p>青島診療所の医薬材料購入につきましては、業者より見積書を徴取し医薬品ごとの納入業者を決定していますが、業者においては年度当初の見積書提出が困難とのことで、年度当初より既に納入された医薬品については、納入業者決定後の請求において、差額分の清算を行っておりました。今後については、年度当初の業者からの見積書提出が困難であることから、4月1日から見積書提出による業者決定までの間、旧年度の各業者の取扱い医薬品、価格で購入するよう随意契約を行うこととしております。</p>